

[事案 23-154] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 5 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約①→契約②→契約③に転換し、契約③を解約のうえ、契約④→契約⑤に減額、契約⑤→契約⑥に転換した。しかし、転換契約が不透明であることを理由に、契約②から契約⑥までの転換契約を無効とし、契約①の継続を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

下記の理由により、契約②③④⑤⑥は無効なので、契約①の復活・継続を求める。また、予備的請求として、契約③については平成 7 年 3 月に解約の意思表示をしたにもかかわらず、解約がなされたのは同年 11 月であるから、この間に支払った保険料の返還を求める。

- (1) 契約②から契約③への転換については、転換契約が不透明であり、契約内容が申立人の認識と異なり、(契約③④の) 複数契約が存在したことから、契約③は無効である。(主張 1)
- (2) また契約③の契約締結は契約②が前提となるため、契約②も無効である。(主張 2)
- (3) 契約③を解約して初めて契約④を締結する予定であったにもかかわらず、契約③を解約していない段階で契約④は締結されたのであるから、契約締結のための前提条件を欠く契約④は無効である。(主張 3)
- (4) 契約⑤は、契約④を減額したものであるところ、契約④が無効である以上、契約⑤も無効である(主張 4)。
- (5) 契約⑥は、契約⑤を被転換契約として転換した契約であるところ、契約⑤が無効である以上、契約⑥も無効である(主張 5)。

<保険会社の主張>

各契約の契約手続きは適正に行われ、契約は有効であるため、契約①の復活・継続には応じられない。また、契約③の解約手続きについても問題はなく、契約③を解約して初めて契約④を締結する予定であったという経緯はない。よって、申立人の請求を認めることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、下記の事実により、申立内容を認めることはできず、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

(1) 主張 1 について

法的には要素の錯誤(民法 95 条本文)を主張するものと思われるが、その具体的内容は、転換後契約(契約③)の主契約の保険金額と、被転換契約(契約②)の転換価格とを合計しても、契約③の死亡保険金額に合致しないことを主張しているようである。

しかし、転換後契約の主契約の保険金額と、被転換契約の転換価格とを合計しても、転

換後契約の死亡保険金額には一致しないことは当然であるから、このことをもって、要素の錯誤に当たる（契約内容が不透明である。）との主張は理由がない。

(2) 主張 2 について

転換が無効であるから被転換契約②も無効であるとの主張 2 は、全く理由がない。転換が無効であれば、被転換契約が継続することになるからである。

(3) 主張 3 について

契約③の解約を条件として、契約④を締結することが、申立人と保険会社との間で合意されていたとの主張と解されるが、契約③の変更請求書によると、「新契約（契約④のことと思われる）成立を条件に次の特約を変更します。」と記載されており、契約④の締結が、契約③全部の解約を条件とするものと解することができない。

(4) 主張 4 について

主張 3 に理由がなく、契約④が有効である以上、主張 4 及び主張 5 も理由がない。

(5) 予備的請求について

契約③について平成 7 年 3 月に解約の意思表示をしたことを裏付ける証拠はないことから、予備的請求も認められない。